

【後期高齢者医療】 被保険者の皆さまへ

◆振込口座の変更届出について

高額療養費などの給付申請の際に届出した振込口座に変更（解約・金融機関の店舗統廃合など）があったときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。

※届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

◆交通事故などにあつたとき

交通事故や暴力など、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、三戸町役場健康推進課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

◆パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の交付時に同封しています。ぜひお役立てください。

三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153 / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

さんのへ応援商品券 お早めにご使用ください

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている町内の経済を維持すると同時に、町内の皆さまと子育て中の皆さまを応援するため、さんのへ応援商品券を配布しました。

	緊急経済対策・家庭応援	子育て世帯応援
対象	すべての世帯	18歳以下の子をもつ世帯
商品券の額	一人につき 2,000 円分 (500 円券 × 4 枚)	子一人につき 3,000 円分 (500 円券 × 6 枚)



使用期限

8月31日（月）まで ※短期間で経済効果を上げるため、お早目の利用にご協力ください。

商品券
取扱店

三戸町のお店（大型店を除く）や事業所で利用可能です。

商品券は、商品券に同封の「商品券取扱店一覧表」に記載のお店・事業所をはじめ、店頭にはポスターを掲示しているお店や事業所で利用できます。

詳細については、町公式ホームページ（https://www.town.sannohe.aomori.jp/kosodate_kyoiku/kosodate/1/2754.html）またはQRコードからご確認ください。



取扱店
一覧

商品券の
受け取り

商品券がお手元に届いていない人は、三戸町役場まちづくり推進課 ☎ 20-1117 までお問い合わせください。